

2020
No.189

6

WAKAYAMA MINABE TOWN

広報

みなべ

目次

6月6日は「梅の日」です …… P2	まちのできごと …… P7
在宅育児支援事業給付金 他 …… P3	くらしの情報 …… P8~11
ふるさと応援寄附 他 …… P4	ふれ愛センターだより …… P12~13
水道週間、町税について …… P5	としょかん通信 …… P14
住居確保給付金 他 …… P6	各種相談など …… P15

「農繁期です!」

家族で梅採り、梅拾いに大忙し
お母さん、ぼくたち もう少し
大きくなったら 手伝うからね!

6月6日は「梅の日」です。

梅に感謝し、日々の健康への願いを込めて、うめぼしおにぎりを食べ、家庭に梅のある暮らしを。



6月6日「梅の日」の由来

今をさかのぼること470余年の昔、日本中に晴天が続き、作物が育たず、田植えもできず人々が困り果てていました。折しも6月6日、神様のお告げにより、時の天皇が賀茂神社に詣で、梅を賀茂別雷神に奉納して折ったところ、たちまち雷鳴とともに大雨が降りはじめ、五穀豊穣をもたらしました。

この故事にちなみ、毎年6月6日が「梅の日」と定められました。(日本記念日協会の認定記念日)

梅干しの普及

一二二一年承久の乱で東軍(鎌倉幕府側)の武士に兵糧として梅干し入りのおにぎりが配られ、これをきっかけに梅干しが全国に広まったとされています。

今年(令和3年)は6月5日(金)に実施 町内での主な取り組み予定

◆小中学校の学校給食で梅干し

おにぎりを作って食べる(梅干しはみなべアグリ5より、お米は新潟県南魚沼市より南魚沼産コシヒカリをご提供いただいています。)

◆町内の飲食店や宿泊施設で梅干しおにぎりのメニューを加えてもらう

◆町内のスーパーやコンビニで普段より多く梅干しおにぎりを扱ってもらう

町の取り組み

町では、平成26年10月1日に「梅干しでおにぎり条例」を施行し、平成27年6月6日に「梅で健康のまち」を宣言しました。

この条例、宣言を受け、平成28年からは「6月6日の梅の日」に、うめぼしおにぎりを食べる「習慣づくり」に取り組んでいます。



昨年、「梅の日」に高城小学校で

令和2年度

みなべ町在宅育児支援事業給付金

みなべ町在宅育児

支援事業給付金とは

子どもを安心して生み育てることができるよう、第2子以降の0歳児を家庭で保育している保護者に給付金を支給する事業です。

次の要件を満たす方は、期限までに申請をお願いします。

対象となる乳児

以下の要件を全て満たす乳児
(1)平成31年4月1日〜令和2年12月31日の間に出生した乳児

(2)本年度において、生後2ヶ月を超え、満1歳に満たない、みなべ町内に住民登録を有している(有していた)乳児

(3)同一世帯内の第2子・第3子以降の乳児(第2子の場合には市町村民税所得割の世帯合算額が7万7101円未満に限ります)

(4)保育所に入所していないこと
※令和2年4月1日付で保育所へ入所した乳児については、4月分のみ支給対象となります。

支給対象者

以下の要件を全て満たす、対象乳児に係る児童手当受給者
(1)みなべ町内に住民登録を有していること

(2)乳児を育てるにあたり、育児休業を取得したことで育児休業給付金を受給していること

(3)生活保護法による保護を受けていないこと
(4)暴力団員や公序良俗に反する者など町長が不適切と認める者でないこと

(5)配偶者がいる場合、配偶者も(2)〜(4)を満たしていること

※なお、児童手当の受給者が対

象となる乳児と同居していない場合、乳児と同居する他の養育者で要件を全て満たす者を本給付金の受給者とします。

支給額

対象となる乳児一人当たり、月額3万円(最大10か月で30万円)
※支給対象月数に応じて支給されます。

支給時期

令和3年4月
※申請書等を審査後、対象月分を一括して支給します。

申請期限

令和3年3月31日

申請・問い合わせ

みなべ町教育学習課(幼児教育室)TEL74・37338

2020年度 国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

人事院では、2020年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)を次のとおり、実施します。

試験の区分	事務、技術、農業、農業土木、林業
申込受付期間	令和2年6月22日(月)〜7月1日(水) ※原則、インターネット申込み
第1次試験	令和2年9月6日(日)
試験地	和歌山市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市
受験資格	詳細は、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」をご覧ください。
問い合わせ先	人事院近畿事務局 試験第二係(Tel 06-4796-2191)

6月1日から6月7日は「水道週間」です

今年の水道週間のスローガンは、「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」です。

水は生活に不可欠なものであり、その水の安定的な供給を目指してこれまで水道の整備が図られてきました。今や水道は生活基盤として欠かせないものとなっています。

その一方で、水道施設の老朽化の急速な進行や耐震化の遅れ、給水人口の減少などの課題に直面しています。

こうした現実に対応し将来にわたり持続可能な水道とするためには、水道の基盤の強化に取り組む必要があります。

みなべ町でも皆様の生活を守るため課題に取り組んでおりますが、全国と同じように経営が厳しく、料金の見直しが迫られており、これから皆様のご協力が必要となります。

この週間に、水道の現状や課題に理解を深め、今後の水道についてお考えいただければ幸いです。



ふるさと応援寄附 5,108名、5,727万1千円

みなべ町ふるさと応援寄附(ふるさと納税)は、みなべ町の出身者の方やみなべ町に親しみや共感を覚えてくださる方に、寄附をしていただくことにより、みなべ町のふるさとづくりを応援してもらう制度です。

令和元年度(H31.4.1~R2.3.31)は、5,108名の方に、合計5,727万1千円もの寄附をしていただきました。

みなべ町では、皆様からの寄附金を有効に使い、ふるさとづくりとなる事業を進めていきます。

月別納付者数と使途別納付者数は下記のとおりです。

月別申込者数

4月	5月	6月	7月	8月	9月
162	452	393	248	220	345
10月	11月	12月	1月	2月	3月
331	547	1,714	135	241	320
計 5,108人					

使途別申込者数と金額

緑豊かで快適なまちづくり	1,102	11,925,000
永く住みたい魅力のあるまちづくり	295	3,470,000
便利・安心・安全なまちづくり	332	3,715,000
町民参画と官民協働のまちづくり	35	390,000
うめ世界一の元気なまちづくり	2,109	23,070,000
特定目的(奨学金)	253	3,450,000
指定なし	982	11,251,000
計	5,108人	57,271,000円

町税の納期限内納付にご協力を

令和2年度町税の納期限は下記のとおりです。それぞれの納期限までに納付していただけますようお願いいたします。

納期限までに納付されなかったときは、督促手数料及び延滞金が生じる場合がありますのでご注意ください。

なお、新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、一年間、町税の猶予を受けることができます。

くわしくは、前月号の広報紙と一緒にお届けした『町税 徴収猶予の「特例制度」』のチラシをご覧ください。役場 税務課(Tel 72-2162)まで、お問い合わせください。

各税目と期別納期限

税目	期別	納期限	税目	期別	納期限
町県民税 (普徴)	1期	令和2年 7月 31日	国民健康 保険税	1期	令和2年 7月 31日
	2期	8月 31日		2期	8月 31日
	3期	11月 2日		3期	9月 30日
	4期	3年 2月 1日		4期	11月 2日
固定資産税	1期	令和2年 7月 31日		5期	11月 30日
	2期	9月 30日		6期	12月 25日
	3期	11月 30日		7期	3年 2月 1日
	4期	3年 3月 1日		8期	3月 1日

農業の活性化を図る新たな団体活動を支援します

みなべ町農業振興協議会では、活力あふれる元気なみなべ町農業を目指し、農業振興につながるPR事業、研究事業、地域づくり事業の取り組みに対して助成しています。

町農業の活性化を図る事業を実施したいとお考えの方、「農業振興団体等助成事業」に応募しませんか。

応募資格 農業振興に取り組む町内在住の3人以上からなるグループ

提出書類 事業申込書、事業計画書、予算書など(提出書類の用紙は、産業課にあります)

助成対象事業等

- ①農産物のPR活動
 - ②地産地消の取り組み
 - ③食の安心・安全への取り組み
 - ④研究事業
 - ⑤その他農業振興につながる地域での新たな取り組み
- ※既に実施済みのものや他の機関からの助成を受けて実施するものは対象外とします。

選考方法等

農業振興協議会で書類による一次選考と、ヒヤリング等の二次審査会を行います。
審査結果をもとに農業振興協議会の承認を受け、本事業予算額の範囲内で助成金交付の可否及び金額を決定します(助成金の限度額は上限50万円以内とし、助成率は対象となる経費の10分の9以内とします)。

事業実施期間 令和2年9月1日~令和3年3月31日

問い合わせ・提出先

募集期間 令和2年6月1日~7月31日

事業のくわしい内容や書類の提出は、農業振興協議会事務局(産業課 Tel 72-1337)までお願いします。

はなむら ちえ
花村千栄さんが民生委員児童委員に

令和2年4月1日付で花村さん(気佐藤)が厚生労働大臣から民生委員児童委員に委嘱されました。任期は令和4年11月30日までです。

民生委員児童委員は、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるよう行政や関係機関につないでくれます。

困ったときは、遠慮せず、ご相談ください。



おおの ごうき
大野剛希さんが地域おこし協力隊に

令和2年4月1日付で岐阜県出身の大野さんを地域おこし協力隊に委嘱しました。紀州備長炭炭焼き職人になるため、主に清川で活動しています。

大野さんは「森林文化アカデミーで2年間、森林について学びました。学びを活かした活動や、みなべ町の山林、紀州備長炭、伝統的な製炭技術の魅力を発信していきたいと思います。」と話してくれました。



消毒液とマスクをいただきました

みなべ町建設業組合様、永岡操様、
有限会社中田様

新型コロナウイルス感染拡大防止のために役立ててくださいと町に贈ってくれました。

みなべ町建設業組合様からは、消毒液。

永岡操様からは、手作りのマスク。

有限会社 中田様よりマスク。

町として、感染拡大防止に活用させていただきます。ありがとうございました。



みなべ町建設業組合 様



永岡 操 様



有限会社 中田 様

西牟婁振興局 健康福祉部からのお知らせ

～新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへの相談窓口のご案内～

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談をお受けします。相談は無料です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか。

西牟婁振興局では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせください。

お問い合わせは下記へ。

～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金は、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃の一部を県から家主さんに支給するものです。

対象者 離職・廃業から2年以内または休業により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

ただし、給付を受けるには、上記以外にも要件を満たす必要があります。

くわしくは、下記へお尋ねください。

■上記2件のお問い合わせ先 西牟婁振興局健康福祉部 総務福祉課自立相談支援機関
Tel 26-7931(受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時)

「里親支援センターほっと」開所日拡大のご案内

県内では、約450人の子どもたちが、さまざまな事情で家族と離れて暮らしています。

そうした子供たちを自分の家族に迎え、あたたかい家庭とともに暮らして下さる制度、それが「里親」です。

里親支援センターほっとでは、「里親」を募集しています。

4月からは土曜日・日曜日の休日を月に3日、開所しています。

毎月の開所日については、ほっとのホームページ「お知らせ」欄をご覧ください。

平日は、お仕事等で相談が難しい方、休日を利用して気軽にご相談ください。



■お問い合わせ先 社会福祉法人 和歌山県福祉事業団 本部内「里親支援センターほっと」
住 所 上富田町岩田2456-1 Tel 0739-34-2735

くらしの 情報

消防防災室(TEL72-2142)から

災害に備えて 県の防災情報の活用を

「和歌山県防災ナビ」アプリ

防災ナビアプリは、気象警報や注意報をはじめ、避難勧告などの防災情報が通知されます。

さらに、別の市町村に移動しても、その市町村に発令されている避難勧告や土砂災害などの情報が通知されます。

また、洪水浸水想定区域等も確認できますので、ぜひダウンロードして、ご活用ください。

和歌山県防災ナビ
QRコード



河川情報や土砂災害情報

県では、河川監視カメラや水位計を設置し、大雨の際に自宅などでも河川の状況を把握できるよう取り組んでいます。

監視カメラの映像は県WEBサイト、また河川の水位や土砂災害に関する情報は県WEBサイト、テレビ和歌山やNHK総合データ放送で配信していますので、ご活用ください。

また、「和歌山県防災ナビ」アプリからも河川水位情報や土砂災害危険度情報がリアルタイムで確認することができます。

防災わかやまメール配信サービス

県内の気象、避難発令、避難所、河川水位、ダム放流など、さまざまな情報をメールでお知らせします。

メール受信には事前登録が必要です。ぜひ、登録してください。

登録用メールアドレス

regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp

※登録用メールアドレスに空メールを送ると登録完了です。

登録に必要なもの

印鑑・身分証明書

くわしくは、健康長寿課へ。

※すでに補助券を持っている方で、紛失した場合も、健康長寿課まで連絡してください。

住民福祉課(TEL72-2161)から

児童手当等の「現況届」は 6月30日までに提出を

児童手当・特例給付を受給されている方は、毎年6月に現況届を提出する必要があります。

対象の方には、現況届を6月初旬にお届けしますので、必要事項を記入し、6月30日までに必要な書類を添付の上、郵送または窓口へ持参してください。

提出がない場合には、6月分以降の手当が支給がされませんのでご注意ください。

提出期間

令和2年6月1日～30日

午前8時30分～午後5時15分
まで(土・日を除く)

提出先

ルを送って設定すると登録されます。

ブロック塀の撤去・改善に 対する補助について

町では地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的とし、ブロック塀等の耐震対策を実施する方に対し、費用の一部を補助しています。

補助対象者

ブロック塀等を所有する法人や個人または、当該所有者と親族関係にある者などです。

ただし、申請日において町税(国民健康保険税を含む)を滞納していないこと。

対象事業

- ①ブロック塀等の撤去事業
避難路に面し、地震等により倒壊の危険性の高いブロック塀等(高さが0.6メートル以上あるもの)を幅2メートル以上撤去するもの
- ②ブロック塀等の改善事業

住民福祉課または高城公民館、清川公民館

生活環境課(TEL72-3085)から

水道メーターで 漏水がわかります こまめなチェックを！

漏水のチェック方法

- 家中の水道の蛇口を閉める
- 水道メーターのふたを開ける
- 真ん中の銀色のパイロットが回っていないかを確認



もし、この時にパイロットがゆっくりと回っていれば漏水している可能性が高いです。

その場合、応急措置としてメーターの隣の止水栓を閉めてください。

①の撤去事業にあわせて、フェンス等の塀(転換後のフェンス等の幅が2メートル以上であり、フェンスの高さは基礎を含めて1メートル以上かつ基礎の高さは地盤面から0.5メートル以下)へ転換する事業

※避難路に面している部分のみ対象。ブロック塀からブロック塀への改善は対象外。

補助金額

①当事業に要する費用(実費)と撤去するブロック塀等の面積1mにつき9000円を乗じた金額とを比較して、いずれか少ない金額の2分の1以内の金額

②当事業に要する費用(実費)と撤去するブロック塀等の面積1mにつき9000円を乗じた金額及び改善をするフェンス等の延長1mにつき1万2000円を乗じた金額の合計を比較して、いずれか少ない金額の2分の1以内の金額

※①②の金額に1000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

補助を受けるには、事前に総務

それから、みなべ町指定給水工事業業者へ早急に修理を依頼してください。

また、公共下水道を利用されている方は、漏水によって、下水道使用料を減免できることがありますので、下水道係(TEL72-3605)にお問い合わせください。

※漏水による水道料金の減免措置はありません。

税務課(TEL72-2162)から

車検の際は軽自動車税(種別割)納税通知書の納税証明書の使用を

毎年、軽自動車税(種別割)を納めていただくために送付している軽自動車税(種別割)納税通知書(窓口納付)は、納税後、過去の軽自動車税(種別割)に未納がなければ、右端は車検用の納税証明書として使用できます。

役場では、納税証明書を紛失された方等に再交付しています。納税証明書が、車検のある年などは、納税証明書を大切に保管してください。

課への申請が必要です。

申請方法等について、くわしくは、総務課消防防災室(TEL72-2142)までお問い合わせください。

健康長寿課(TEL74-3333)から

高齢者向け 入浴料補助券について

65歳以上の方を対象に、鶴の湯温泉・国民宿舎紀州路みなべで利用できる入浴料補助券を発行しています。補助券を提示することで通常600円の入浴料が300円となります。

ぜひ、ご利用ください。

対象者

町内に住民登録がある65歳以上の方

※令和2年度内に65歳になられる方は誕生日に達していなくても対象となります。

補助券発行場所

みなべ町役場健康長寿課(ふれ愛センター)・住民福祉課・高城公民館・清川公民館

教育学習課(TEL74-2191)から

ふるさと応援奨学金(給付型)について

みなべ町では、町内出身の大学生等に対し、学費等への支援のため給付型奨学金交付事業を実施しています。

対象者 みなべ町に居住する者または居住する者の子弟であること。その他、要件があります。

給付額と人数

一年間 一人20万円
令和2年度は3名

申込期間

令和2年6月1日～30日

要件等くわしくは、教育学習課へお問い合わせください。

スクールカウンセラーは子どもたちや保護者の心強い相談相手です

町内の学校では、スクールカウンセラーの水田さん、東浦さん、宮本さん、松岡さん、堀口さんが小・中学生や保護者の方の相談に応じてくれています。

6月23日～29日まで「男女共同参画週間」です

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、国民のみなさん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

令和2年度のキャッチフレーズ

「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」
「ワクワク・ライフ・バランス」

住民福祉課(TEL72-2161)から

「ふれあふらふとぼと」や音声広報CDについて

政府からのお知らせを取りまとめた点字・大活字広報誌「ふれあふらふとぼと」と同内容が収録された音声広報CD「明日の声」が内閣府大臣官房政府広報室よ

相談したい時は、あらかじめそれぞれの学校へ予約してください。相談の際は、小学生は保護者も同伴してください。

相談の場所・時間等は、左表のとおりです。左表にない学校は近隣の中学校にご相談ください。

担当	勤務曜日	勤務学校名	予約電話番号	勤務時間
水田	木曜日	南部中学校	72-2144	10:45~16:30
東浦	水曜日	上南部中学校	74-2044	12:00~17:00
宮本	火曜日	高城中学校	75-2224	10:30~15:30
松岡	月曜日	南部小学校	72-2139	10:00~16:00
堀口	月曜日	岩代小学校	72-2242	11:00~16:00

り、役場に届いています。

貸出をしていますので、希望される方は、住民福祉課までお問い合わせください。また、政府広報ウェブサイトに「政府広報オンライン」でも公開されていますので併せてご利用ください。

和歌山労働局から

事業主の皆様へ労働保険年度更新について

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、年度当初に労働保険料を概算で申告・納付し、翌年度当初に確定精算することとなっています。この手続を「年度更新」といいます。

事業場あてに年度更新用の申告書が郵送されますので、申告書を作成の上、令和2年度については、6月1日～8月31日までの間に申告・納付をお願いします。くわしくは、和歌山労働局総務部労働保険徴収室(TEL073-488-1102)へ。

町内幼稚園・小・中学校評価書について

学校評価とは、各学校が自らの教育活動やその他の学校運営について、目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さなどを評価することです。評価を元に、学校として組織的・継続的な改善を図ることを目的としています。

南部幼稚園と各小中学校では、令和元年度自己評価・学校関係者評価を実施し、自己評価と学校関係者評価書を作成しました。

このほど、教育委員会が、各校の評価書を一冊の冊子にまとめました。この冊子を各公民館とゆめよみ館に置いてありますので、ご覧ください。

教科書展が南部公民館で開催されます

今年も教科書展が、6月12日～26日まで、南部公民館の1階ロビーで行われます。この展示会で

自衛隊から

自衛官候補生採用試験のお知らせ

自衛隊では、陸・海・空自衛官候補生を募集しています。
身分 特別職国家公務員
募集資格 18歳以上33歳未満の男女

※32歳の方は、条件があります。
試験期日 令和2年6月27日
場所 和歌山地方協力本部庁舎(和歌山市)

受付 試験日の前日まで

くわしくは、自衛隊御坊地域事務所(TEL0738230020)までお問い合わせください。

放送大学和歌山学習センターから

放送大学入学生募集のお知らせ

放送大学は、2020年10月入学生を募集しています。10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、

は、現在小・中学校で使われている教科書及び来年度以降、中学校で使用する新しい教科書を示しています。ぜひ、ご覧ください。

総務課(TEL72-2051)から

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です

人権とは、人が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で、全ての国民に保障されています。

互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に守りながら、共に幸せに暮らせる社会を築いていくことが、私たちの願いです。

町では毎月1回、人権擁護委員さんが人権に関する相談などをお受けしています。もし、困っていることがあれば、遠慮なくご相談ください。



様々な目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

出願期間は、第1回が8月31日まで、第2回が9月15日までです。

くわしくは、放送大学和歌山学習センター(TEL073-431-0360)までお問い合わせください。

人生は、これからが面白い!! 各事業所様へ

一緒に働きませんか? 様々なお仕事も引き受けます

会員の声 (原則60歳以上の方)

健康増進・収入UP・新しい仲間。一石三鳥!!

※女性会員も活躍中です!

お問合せ先 公益社団法人 みなべ町シルバー人材センター

電話(0739)72-1389 FAX(0739)72-5610

〒645-0002 日高郡みなべ町芝447番地2

公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会

やってみよう! 健康体操(フレイル予防)

フレイルとは?

毎日の生活を送るのに不自由はないけれど、高齢で心や体が弱って、介護が必要になる可能性が高い状態のことを「フレイル」といいます。そのまま放置すると、軽度の虚弱や要介護状態になる可能性があるため、早めに気付いて、適度な取組みを行うことが大切です。



～フレイルの進行を予防するために～

- 座っている時間を減らしましょう
テレビのコマーシャル中に足踏みしてみるなど身体を動かしましょう。
- 筋力を維持しましょう
自宅のできる運動でも、筋肉の衰え予防に役立ちます。
- 日の当たるところで散歩くらいの運動を心掛けましょう
天気が良ければ、お散歩や屋外など開放された場所で身体を動かしましょう。

「みなべ ふれあい体操」ができました!

～町のホームページに掲載しています～

活動の低下による高齢者のフレイル、成人のメタボ予防を目的とした自宅で一人でもできる体操プログラムを制作しました。

「はつらつ編」「ゆったり編」の2バージョンがあります。ぜひ、ご活用ください!
ご希望の方にはDVDをふれ愛センターとはあと館にて、無料配布します。

健康体操の制作にあたり、次の皆さんにご協力をいただきました。

- 体操プログラム作成、出演 ●健康運動指導士 中図弥生氏
●みなべ町訪問看護ステーション(みなべ町社会福祉協議会)
理学療法士 大原一哉氏
体操の撮影、編集 佐々木康二氏 体操のBGM作曲 芦裕宏仁氏

不妊治療費の助成について

みなべ町では不妊治療(体外受精及び顕微受精を除く不妊治療)に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、不妊治療を受けやすくできる環境づくりを行っています。

【助成額】1年度につき上限5万円(1夫婦につき)

【助成期間】連続する2年間

【対象となる治療】タイミング療法、不妊の原因を調べる検査、人工授精など

【対象者】法律上婚姻している夫婦、その他要件があります。

体外受精や顕微受精(特定不妊治療)をされる方へ

和歌山県から特定不妊治療として助成の対象となります。
県の助成を受けた方は、みなべ町で上乘せ助成の制度もあります。くわしくは、保健師(Tel 74-3337)へ。



毒ヘビ(ハブやマムシなど)に 噛まれた時の対処法

梅採り時期は、特にご注意ください!

落ち着いて行動してください。

パニックになれば心拍数が上がり、毒が身体に回るスピードも速くなります。

- ①傷口より上部の心臓に近い部分をハンカチやタオルでしばる。止血帯は装着してから20~30分以内に必ず1回はゆるめる。
- ②傷口から血を絞り出すようにして流水で洗い流す。
- ③傷口を心臓より低くして固定する。
- ④必ず病院を受診し、医師に状況を説明する。
噛まれたヘビの特徴を伝える。

成人用肺炎球菌予防接種の お知らせ

対象者

- ①令和2年度に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる方
- ②接種時に60歳以上65歳未満の者であって、身体障害者手帳1級程度に該当する方(心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害)

対象者には5月末に案内を送付しています。
※なお、①②に該当する方でも、今までにこの予防接種を受けたことがある方は、再接種をすると副反応が強くあらわれることがあるため、補助の対象にはなりません。

※過去に自費で接種し、町が接種歴を把握できていない方に、案内が届いている可能性があります。その場合、案内が届いても補助の対象にはなりません。

接種を希望される方は、令和3年3月31日までに接種してください。



6月のトレーニング教室は、再開が決まりしだい、町内放送などでお知らせします



TEL.74-3337
FAX.74-8013

乳幼児健診(場所/ふれ愛センター)	
受付時間12:45~13:15	
健診名	実施日
4・10か月児健診	6月 9日(火)
1歳6か月児健診	6月10日(水)

※対象のお子さんには直接、通知いたします。

6月4日~10日は、歯と口の健康週間 「咲かそうよ 笑顔の花を 歯磨きで」

歯周疾患節目検診について

今年度40歳・50歳・60歳・70歳の方へ

対象の方には、今年4月にミニドックの案内と一緒に歯周疾患検診受診券を送付しています。

ご自身で歯科医院に予約して、ぜひ受診してください。

受診券の有効期間 令和3年3月31日まで

妊娠届について

妊娠届の受付は、ふれ愛センターで行っています。

手続きには、印鑑が必要です。
妊娠について気になることがあれば、遠慮なくご相談ください。



※なお、助産師に相談したい方は火・金曜日の午前中をお願いします。

■県による巡回職業相談

○6月12日(金)13:00~15:00

南部公民館

相談員が求人情報を提供、また求職の相談を受けます。くわしくは、日高振興局企画産業課(TEL 0738-24-2911)へ。

■田辺年金事務所年金相談

○6月13日(土)(9:30~16:00)

同事務所(田辺市朝日ヶ丘 TEL 24-0432)へ。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

(IP電話・PHSからはTEL 03-6700-1165へ)

月曜日 午前8:30~午後7:00

火~金曜日 午前8:30~午後5:15

第2土曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が祝日の場合は翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日は休み。

延長窓口

住民福祉課では、平日の開庁時間に来庁できない人のために、時間外に証明書などを発行します。

サービスを利用される場合は、必ず当日の午後5時15分までにご連絡ください。

■延長窓口実施日時

○毎週木曜日 17:15~19:00

(年末年始、祝日は除く)

■開設場所 住民福祉課

■交付できる証明書

○住民票の写し ○印鑑登録証明書

○マイナンバーカードの交付

■連絡先 住民福祉課 TEL 72-2161

夜間(土曜日)・小児救急診療所

○毎週土曜日18:00~21:30

(年末年始、祝日は除く)

田辺市高雄一丁目23-1

(田辺市民総合センター内)TEL 26-4909へ

各種相談
など

町民の皆さんが普段の生活の中で、抱えている悩みや困りごとを相談員の方に相談できる窓口です。

■人権・行政相談

※6月の相談は中止とします。

■消費生活巡回相談

○6月4日(木)13:00~15:00

みなべ町役場

■農業資金相談

○6月24日(水)13:00~16:00

みなべ町役場

○申込先 産業課(TEL 72-1337)

※個別相談のため、事前申込が必要です。

【6月19日(金)まで】

■生活お困り相談

○6月23日(火)13:30~15:30

みなべ町役場

■教育相談

○教育学習課

●学校は、TEL 74-2191へ。

●幼稚園、保育所、学童保育所は、TEL 74-3738へ。

■暮らしなんでも相談(町社協)

○毎週月~金曜日9:00~16:00

はあと館

■身近な民生委員・児童委員さんにご相談を

民生委員・児童委員は相談内容に応じて必要な支援が受けられるように行政や関係機関につないでくれます。

また、児童福祉を専門とする主任児童委員もいます。

お問い合わせ先 住民福祉課(TEL 72-2161)へ。

こんな本、いかが？

今月のオススメ

『身近な生き物オス・メス「見分け方」事典』

今泉忠明 監修/木村悦子 著(ペレ出版)



ネコやニワトリ、ノミにいたるまで、さまざまな動物のオス・メスの見分け方を紹介しています。「三毛猫のほとんどはメス」「タツノオトシゴはオスが卵を産んで育てる」「タマシギ(鳥の一種)は一妻多夫で、オスが子育てをする」など、思わず「へえ～」となる豆知識も豊富です。

そのほかにこちらも



図書点検整理休館のお知らせ

図書点検整理のため、下記の期間中は休館いたします。休館中の返却は、玄関右の返却ポストをご利用ください。(CD・大型本等は返却不可)

期間 6月8日(月)~6月19日(金)



町立図書館
(ゆめよみ館)
Tel.72-1410

上南部分館
(生涯学習センター内)
Tel.74-3283

6月のテーマ展示

1階 「梅・うめ・UME」

今年も梅の収穫シーズンがやってきました。地元の梅を役立てて頂けるよう、栽培から加工法、料理や効能まで、梅に関する本を取り揃えました。梅を食して、暑さを乗りきりましょう。

2階 「雨、ぽつぽつ」

雨はジメジメしてイヤ~な感じがしますね。でも雨の大好きな、カエルやカタツムリたちが登場する本を読んだら、雨が好きになってしまうかも？

ゆめよみ館
6月のカレンダー

- ゆめよみ館は祝日も開館しています
- 1日(月) 休館
- 6日(土) わくわくタイム(10:30~) おはなし会(14:00~)
- 8日(月)~19日(金) 図書点検整理休館
- 20日(土) おはなし会(14:00~)
- 22日(月) 休館
- 25日(木) ちいさいひとのためのおはなし会(0~3歳)(10:30~)
- 27日(土) ビデオ上映会(10:30~) おはなし会(14:00~)
- 29日(月) 休館
- 30日(火) 休館(館内整理日)

上南部分館 おはなしの会
6月はお休みです。

6月中、上南部分館、高城分室、清川分室は、土曜日休館(室)します。

特別定額給付金(10万円給付)の申請を受け付けています

申請書は、5月19日から各ご家庭(世帯主の方宛て)に順次、郵送しています。

申請書がお手元に届いていない場合は、総務課へ連絡してください。

給付対象者及び受給権者

- 給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)に、みなべ町の住民基本台帳に記録されている方(なお、外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、対象とはなりません。)
- 受給権者は、その方が属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者一人につき10万円

例：世帯主、妻、子ども1人の場合は10万円×3人の30万円が給付額となります。

給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は郵便申請やオンライン申請(マイナンバーカード所持者が利用可能)の方法を基本とし、原則として申請者(世帯主)の本人名義の金融機関口座へ振り込みます。

申請期限 令和2年8月20日(木)(郵送の場合、当日消印有効)

※申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金の受給を辞退したものとみなします。

特別定額給付金の詳細については、町のホームページをご覧ください。役場総務課(TEL 72-2051)へお問い合わせください。

4月届出分(敬称略)(了承をいただいた方だけを掲載しています)

人のうごき

	4月末現在	(前月比)	4月中の異動
男	5,881人	(-17人)	出生 11人 死亡 15人
女	6,545人	(-9人)	転入 33人 転出 55人
人口	12,426人	(-26人)	高齢化割合 (65歳以上)32.2%
世帯数	4,801世帯	(+5世帯)	